

答申第 269 号

平成 17 年 7 月 25 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 11 月 8 日付けで諮問された国体旅費に係る差額の通帳等不存在の件(諮問第 211 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

- (1) 国体旅費に係る差額(約2,824万円)が記載された金融機関の通帳
- (2) 国体旅費に係る残金、差額、県に返還すべき金員について記載されたメモ、封筒、ノート等文書

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成13年9月21日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

ア 国体旅費に係る差額(約2,824万円)が記載された金融機関の通帳(以下「差額通帳」という。)

イ 国体旅費に係る残金、差額、県に返還すべき金員について記載されたメモ、封筒、ノート等文書(以下「残金等文書」という。)

- (2) 本件公開請求に対し、教育委員会は、平成13年10月4日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。

- (3) 不服申立人は、平成13年10月15日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件処分は、条例に違反しており、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 団体に対する県補助金等を含め、県費支出は、神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交

付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件と定めており、また、神奈川県行政文書管理規程は行政文書の保存期間を5年間と定めていることから、公開決定の際、職員は引継文書も十分確認して、行政文書の存否を判断することが求められる。

- ウ 教育委員会は、本件公開請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）に記載された「約2,824万円が記載された通帳」がないので、差額通帳は存在しないと主張するが、教育委員会は平成4年度から平成8年度までの国体旅費に係る差額が約2,824万円であることを認めているので、差額通帳は存在しないとする教育委員会の主張には無理がある。
- エ 教育委員会は、本件行政文書に係る訴訟の中で、日時・金額等を記載した現金管理用封筒やメモを金庫に入れて管理していたと認めたにもかかわらず、スポーツ課の移転時に金庫内の封筒やメモを紛失したと称し、当時のスポーツ課の課長代理に通帳・封筒・メモの不存在を証言させたが、同課長代理の陳述書は教育委員会が作成したもので、同課長代理は作成に関与していないと自白している。
- オ 差額通帳を紛失した場合、教育委員会は金融機関から入手できたことから、不存在としたことは条例違反である。
- カ 残金等文書について教育委員会が不存在としたことは、条例違反である。

#### 4 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### （1）差額通帳について

本件行政文書と同時に公開請求された「国体旅費に係る差額（金額にかかわらず）が記載された金融機関の通帳」、「国体旅費に係る残額（金額にかかわらず）が記載された金融機関の通帳」及び「国体旅費が記載された金融機関の通帳」については、国体旅費に係る差額が一部記帳されているものとして郵便貯金総合通帳3冊を公開しているが、差額通帳は存在しないため、公開拒否とする決定を行った。

##### （2）残金等文書について

ア 残金等文書は、スポーツ課職員が備忘録的に記載していた個人的な文

書であり、実施機関が管理する文書ではないため、公開拒否とする決定を行った。

イ 不服申立人は、当時のスポーツ課の課長代理の陳述書について、教育委員会が作成したと主張している。しかし、同課長代理は、横浜地裁における証人尋問において、陳述書は本人が下書きしたものを清書して内容を確認した上で記名捺印したことを認め、「私が作成しました」と証言している。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書の存否について

#### ア 差額通帳について

(ア) 実施機関は、本件行政文書と同時に公開請求された「国体旅費に係る差額(金額にかかわらず)が記載された金融機関の通帳」、「国体旅費に係る残額(金額にかかわらず)が記載された金融機関の通帳」及び「国体旅費が記載された金融機関の通帳」については、国体旅費に係る差額が一部記帳されているものとして郵便貯金総合通帳3冊を公開しているが、差額通帳は存在しないため、公開拒否とした旨説明している。

(イ) 国民体育大会の派遣旅費については、不適切な会計処理が指摘されたことから、国民体育大会派遣旅費調査委員会が教育委員会内に設置され、同調査委員会は、平成4年度から8年度までの5か年度の間について夏季・秋季・冬季のすべての大会について調査を行い、平成9年7月に調査結果を公表している。

(ウ) 当審査会がこの調査結果を確認したところ、本件請求書に記載された「国体旅費に係る差額(約2,824万円)」とは、現地行動費として事務局が一括保管した額に関して平成4年度から8年度までの5か年度

の間に保管した金額を合計した金額（以下「合計金額」という。）を指すものと考えられるが、合計金額のうち、その大部分が会場間の移動経費、会議等経費、昼食代・夜食代、通信運搬費などの現地行動費に充てられ、残りが不適切な経費であったと報告されている。

（エ）このように、合計金額の大部分が現地行動費に充てられていることからすると、合計金額の全額が他の用途に支出されることなく金融機関の通帳に入金されて記載されたとは考え難く、また、差額通帳は存在しないとの実施機関の説明に反する特段の事情も認められない。

（オ）不服申立人は、差額通帳を紛失した場合、教育委員会は金融機関から入手できたことから、不存在としたことは条例違反である旨主張しているが、実施機関は、差額通帳を紛失したのではなく、当初から存在しないと説明している。

（カ）以上のことから、差額通帳は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

#### イ 残金等文書について

（ア）不服申立人は、本件行政文書に係る訴訟の中で、教育委員会は当時のスポーツ課の課長代理に残金等文書の不存在を証言させたが、同課長代理の陳述書は教育委員会が作成したもので、同課長代理は作成に関与していないと自白していると主張している。

しかし、当審査会が確認したところ、当該訴訟に係る横浜地裁における証人尋問において、当時のスポーツ課の課長代理は、陳述書は同課長代理が下書きしたものをスポーツ課の職員が清書し、同課長代理が内容を確認した上で記名捺印したことを証言しており、不服申立人の主張を裏付ける事実は認められない。また、残金等文書の存在を示すような特段の事情も認められない。

（イ）以上のことから、残金等文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 11 月 8 日	諮問
11 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 10 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 12 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 2 月 7 日 ( 第 43 回部会 )	審議
3 月 9 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
3 月 18 日 ( 第 44 回部会 )	審議
6 月 6 日 ( 第 47 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部会員
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	首都大学東京教授	
堀部政男	中央大学教授	会長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 7 月 25 日現在）（五十音順）